

令和8年度 地域敬老事業の手引き

(実施団体)



令和8年5月

地域包括ケア推進課

目次

1 趣旨	P1
2 補助金の額と対象経費	P1
3 手続きの流れ	P2
4 地域敬老対象者名簿	P4
5 交付申請・交付請求	P9
6 弁当等発注報告	P17
7 敬老事業の実施に係る要望	P18
8 ひとむすびによる敬老事業の運営支援	P18
9 祝電（レタックス）	P18
10 団体傷害保険	P19
11 実績報告	P20
12 関係資料	
資料1 敬老事業の実施方法について	P23
資料2 高齢者基礎資料	P24
資料3 天候不順の場合における対面イベントの中止・延期の目安	P24
資料4 減免対応可能な会場	P25
資料5 老人ホーム等助成金交付対象施設	P26
資料6 交付金と補助金の違い	P27
資料7 案内文ひながた（例文）	P28
13 提出物チェックリスト	P29

別紙 申請書等様式

- ・令和8年度東広島市敬老事業実施助成金交付申請書
- ・令和8年度東広島市敬老事業実施助成金請求書兼委任状
- ・令和8年度東広島市敬老事業実施報告書
- ・地域敬老事業における弁当等発注報告書
- ・【参考】敬老会の「これから」を一緒に考えませんか？
- ・【参考】市内産品リスト

1 趣旨

この事業は、地域の高齢者の長寿をお祝いし、多年にわたり社会の発展に寄与されたことに感謝することを目的として、地域敬老事業を実施する住民自治協議会、地域実行委員会などに対して、市が交付金または補助金を交付するものです。

2 補助金の額と対象経費

(1) 補助金の額

次の①～③のいずれかを選択して申請することができます。

①～③のいずれにおいても、事業実施のために実際にかかった費用が交付決定額より低かった場合は、**差額の返還が必要**です。

① **2,600円**×今年度**77歳以上となる高齢者数**（※1）

② **2,600円**×今年度**節目の年齢となる高齢者数**（※2）

③ **基礎額（100,000円）** + **1,500円**×今年度**77歳以上となる高齢者数**

（※1）令和8年4月1日現在で市内に住所を有する、**昭和25年4月1日以前に生まれた方**を指します。

（※2）令和8年4月1日現在で市内に住所を有する、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳、108歳、111歳、120歳を指します。この中から、対象とする年齢を選択してください。

	実施方法	対象者	交付額
①	・対面イベント ・記念品の手渡し ・業者による記念品の配送	77歳以上となる高齢者	2,600円×77歳以上となる高齢者数
②	・対面イベント ・記念品の手渡し ・業者による記念品の配送	節目の年齢となる高齢者	2,600円×節目の年齢となる高齢者数
③	・敬老の趣旨を含む 対面イベント（※3） （式典等の形式を問わない）	高齢者を含む多世代	基礎額（100,000円） + 1,500円×77歳以上となる高齢者数

（※3）地域の祭りなどの高齢者以外も招待する対面イベントを指します。77歳以上となる高齢者に来場記念品を配付する、ステージ観覧席前方を優先エリアにするなど、敬老の趣旨を含む対面イベントとなるようにしてください。

(2) 対象経費

科 目	対象となるもの（例）
報償費	講師謝礼、出演者謝礼、記念品代
旅費	講師交通費、出演者交通費
消耗品費	封筒、筆記用具、紙皿、紙袋、用紙、紙コップ
食糧費	弁当、菓子、食べ物、飲み物
印刷製本費	印刷代、コピー代、写真現像代
光熱水費	冷暖房費
通信運搬費	切手代、はがき代、電話料
手数料	振込手数料、保険料、運搬費
使用料	会場使用料、備品借上料、器具借上料、バス借上料

(3) 補助対象とならないもの

① 交付決定前の支出

交付決定の通知後に事業実施に必要な物品を購入して事業を開始してください。

② 金券（記念品としての「商品券」など）

換金性が高く、補助金の使途として適切ではないため、記念品は原則、金券以外の物にしてください。ただし、換金性が高くない金券は補助対象とする場合があります。（※）

（※）西条駅前商店街限定で使える商品券、店舗限定の買い物券などの東広島市内での利用に限られるものを指します。配付前に地域包括ケア推進課へご相談ください。

③ 居酒屋での外食などの反省会経費

遊興的性格の強い経費や社会通念上、過大と思われる経費は補助対象となりません。

3 手続きの流れ

手続きの内容		参照ページ
1 対象者名簿の確認	名簿に他の地域の方が含まれていないか、 6月30日までに 確認してください。 他の地域の方が含まれていましたら、至急ご連絡ください。 【連絡先】地域包括ケア推進課（082-420-0984）	4 ページ
2 補助金の申請	「交付申請書」「請求書兼委任状」を作成、提出してください。 【申請方法】電子申請または書類の提出 【提出先】地域包括ケア推進課または各支所担当課 【提出期限】事業実施日の1か月前	
3 交付決定通知	市から「交付決定通知書」を送付します。 通知後に必要物品を購入してください。	—
4 補助金の受取	申請からおおむね 1か月程度 で、指定口座に補助金を振込みます。	—
5 弁当等の発注報告	食事（持ち帰り弁当など）の提供を予定している場合は、事前に「弁当発注報告書」を作成、提出してください。 【申請方法】電子申請または書類の提出 【提出先】地域包括ケア推進課または各支所担当課 【提出期限】事業実施日の10日前	11 ページ
6 敬老事業の実施	対面イベントの開催や記念品の配布など、地域で敬老事業を実施してください。対面イベントを開催する場合は、 開催前日までに 市から祝電（レタックス）を送付します。	11 ページ
7 助成金の実績報告	「実績報告書」を作成、提出してください。 【申請方法】電子申請、書類の提出 【提出先】地域包括ケア推進課または各支所担当課 【提出期限】行事終了から1か月以内	

8 対象者名簿の返却	対象者名簿（コピーしたものも含む）を返却してください。 【返却先】地域包括ケア推進課または各支所担当課 【返却期限】行事終了から1か月以内	
9 額確定通知	市から「額確定通知書」を送付します。	

健康福祉部 地域包括ケア推進課 高齢福祉係

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話：082-420-0984 Mail：hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp

各支所担当課

黒瀬支所福祉保健課

〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山 1333

電話：0823-82-0220

福富支所地域振興課

〒739-2303 東広島市福富町久芳 1545-1

電話：082-435-2211

豊栄支所地域振興課

〒739-2317 東広島市豊栄町鍛冶屋 963-2

電話：082-432-2563

河内支所地域振興課

〒739-2201 東広島市河内町中河内 1166

電話：082-437-1109

安芸津支所福祉保健課

〒739-2492 東広島市安芸津町三津 5556-1

電話：0846-45-2065

4 地域敬老対象者名簿

(1) 名簿の内容 (4種類)

全対象者を記載している名簿 (①共通の名簿) と特定の対象者のみを抽出した名簿 (②77歳到達者名簿 ③転入者名簿 ④異動者名簿) があります。

これらの名簿の中に、**他の地域の方が含まれていないかを確認**し、他の地域の方が含まれていた場合は、至急ご連絡ください。 **【連絡先】地域包括ケア推進課 (082-420-0984)**

①共通の名簿

どの地域にも必ず配付している名簿です。

令和8年4月1日時点の住民基本台帳を基に、地域内の**全対象者 (今年度77歳以上となる高齢者)** を記載しています。

この名簿に記載された対象者の人数が今年度77歳以上となる高齢者数となります。令和8年4月2日以降に「死亡」「転居」「転出」した方も、交付金の計算対象です。

R8 ■■ 地域敬老対象者名簿 ■■ (A20 東広島自治会) 1頁

番号	区分	氏名	年齢	住所
1	77歳	ヒガシロシマ 東広島 智太郎	77 男	西条栄町8番29号
2		ヒガシロシマ 東広島 ハナ子	88 女	西条栄町8番29号
3	77歳	サイジョウ 西条 サブ郎	77 男	西条栄町350番地
4		サイジョウ 西条 トシ子	80 女	西条栄町350番地
5		チヨウジュ 長寿 マサ子	98 女	西条栄町1956番地
6	77歳	チヨウジュ 長寿 マサ人	77 男	西条栄町1956番地
<p>今年度の年齢が「77歳」「90歳」「100歳」「101歳以上」の方は、「区分」にそれぞれの年齢が入っています。</p>				
<p>令和8年4月1日現在、市内に住所を有しており、今年度77歳以上となる各地域の高齢者数です。 令和8年4月2日以降に「死亡」「転居」「転出」した方も対象者です。</p>				

年齢は令和9年4月1日時点のものです。

基準数 6人

②77歳到達者名簿

令和8年度中に77歳になる方がいる地域のみ配付している名簿です。

この名簿に記載された方は令和8年度からの対象者です。

77歳 R8 ■■ 77歳到達者名簿 ■■ (A20 東広島自治会) 1頁

番号	区分	氏名	年齢	住所
1	77歳	ヒガシロシマ 知ウ 東広島 太郎	77 男	西条栄町8番29号
2	77歳	サイジウ サプロウ 西条 三郎	77 男	西条栄町350番地
3	77歳	チウジユ マサト 長寿 正人	77 男	西条栄町1956番地
<p>今年度から対象となる、令和8年度中に77歳になる方を (昭和24年4月1日～昭和25年4月1日生まれの方) 抽出した名簿です。</p>				

③転入者名簿

令和7年4月2日以降に転入してきた方がいる地域のみ配付している名簿です。

この名簿に記載された方は令和8年度からの対象者です。

転入 R8 ■■ 住基台帳異動者名簿 ■■ (A20 東広島自治会) 1頁

番号	区分	氏名	年齢	住所
1		サイジウ トシコ 西条 敏子	80 女	西条栄町350番地
<p>令和7年4月2日から令和8年4月1日の間に 転入した方を抽出した名簿です。 このうち、令和8年度中に77歳になる方は、 ②77歳到達者名簿のみに掲載されます。</p>				

④異動者名簿（令和8年4月2日～令和8年5月18日）

令和8年4月2日から令和8年5月18日に住民基本台帳の変更（死亡、転出、転入、転居）があった方がいる地域のみ配付している名簿です。

この名簿に記載された方のうち、「死亡」「転出」「転居」の方は令和8年度の交付金の計算対象者ですが、「転入」の方は対象外になります。

異動事由名称	氏名カナ	氏名漢字	住所	年齢区分	
死亡	ヒガシヒロシマ ハナコ	東広島 花子	西条栄町8番29号		4月2日以降に「死亡」された方です。基準数に含まれます。
転出	サイジョウ サプロウ	西条 三郎	西条町栄町350番地	77歳	4月2日以降に「転出」された方です。基準数に含まれます。
転居	チョウジュ マサコ	長寿 政子	西条栄町1956番		4月2日以降に東広島市内で「転居」された方です。4月1日時点の地域の基準数に含まれます。
転入	サカグラ タダシ	酒蔵 正	西条栄町8000番		4月2日以降に「転入」された方です。基準数に含まれません。

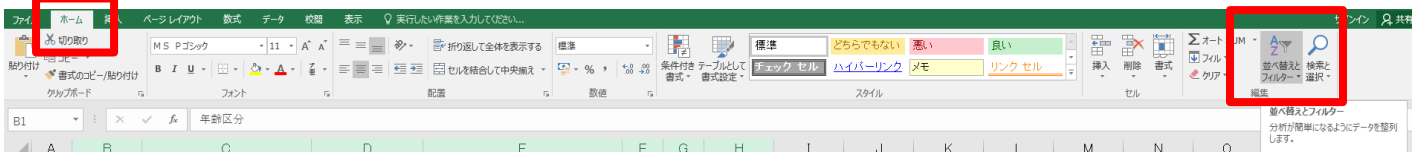
（2）電子名簿の並び替え手順

名簿は住所順で対象者を記載していますが、以下の手順で名前順に並び替えができます。

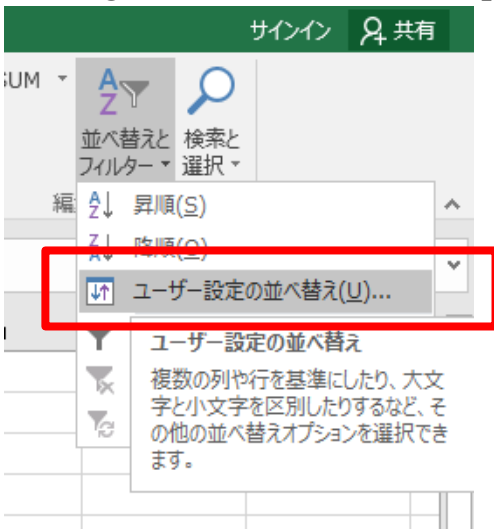
①B列からH列を選択する。

	A	B	C	D	E	F	G	H
1	連番	年齢区分	氏名カナ	氏名漢字	住所	年齢	性別	異動事由
2	1		サイジョウ タク	西条 拓	西条朝日町○番地7×	78	男	
3	2	90歳	ハチホンマツ マコト	八本松 真	西条朝日町○番地9×	90	男	
4	3		タカヤ キヨシ	高屋 清	西条朝日町17番地1××	79	男	死亡
5	4		シワ ケンイチ	志和 謙一	西条朝日町3△番地3	80	男	転出
6	5		クロセ ヒロシ	黒瀬 博	西条朝日町5×番地◇	94	男	
7	6	77歳	フクトミ オサム	福富 修	西条朝日町13×番地△×	77	男	
8	7		トヨサカ ミキ	豊栄 美紀	西条末広町○番地◇×	81	女	死亡
9	8		コウチ アツシ	河内 厚	西条末広町△□番地	85	男	
10	9	77歳	アキツ チアキ	安芸津 千秋	西条末広町□△○番地	77	女	
11	10		ヒガシヒロシマ ユリエ	東広島 友里恵	西条中央一丁目○番地	82	女	
12	11		サイジョウヒガシ アキコ	西条東 晶子	西条中央一丁目○◇番地○	80	女	
13	12	100歳	テラニシ リエ	寺西 理恵	西条中央一丁目4×△番地	100	女	
14	13	77歳	サカエマチ ミチコ	栄町 美智子	西条中央五丁目○番地	77	女	
15	14		オカマチ ミドリ	岡町 翠	西条中央五丁目△×番地	87	女	
16	15	90歳	アサヒマチ ユキヨ	朝日町 雪代	西条中央五丁目△△□番地	90	女	転出

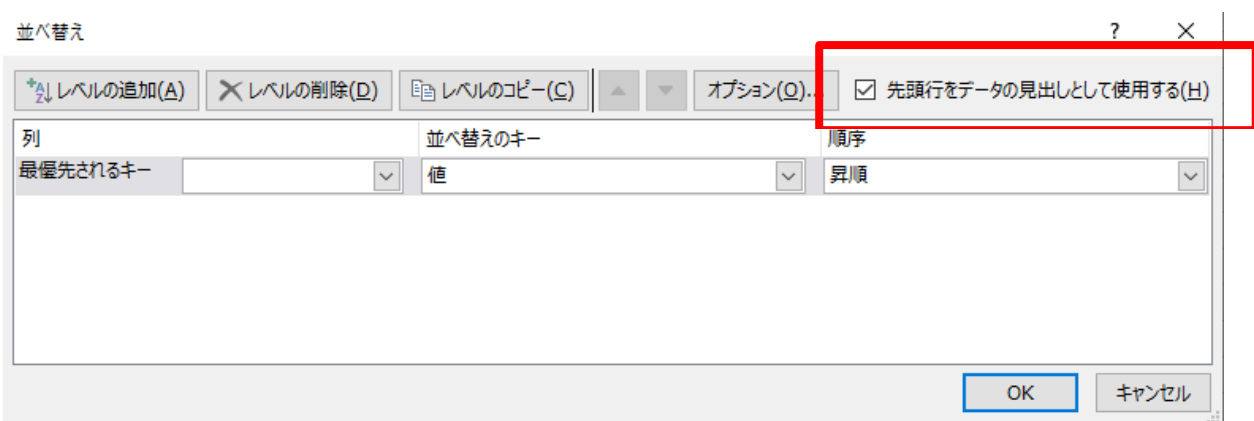
② 「ホーム」の「並び替えとフィルター」を選択する



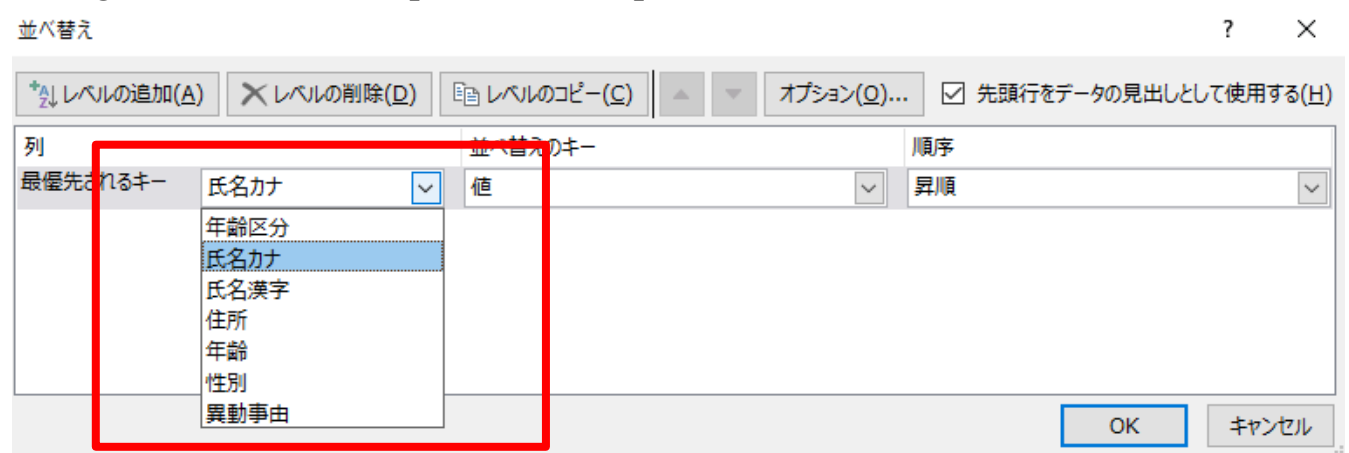
③ 「ユーザ設定の並び替え」を選択する



④ 先頭行をデータの見出しとして使用するにチェックする



⑤ 「最優先されるキー」で「氏名カナ」を選択する



⑥ 「OK」を選択する

並べ替え ? ×

↑ ↓ レベルの追加(A) × レベルの削除(D) 目 レベルのコピー(C) ▲ ▼ オプション(O)... 先頭行をデータの見出しとして使用する(H)

列	並べ替えのキー	順序
最優先されるキー	氏名カナ	昇順

OK キャンセル

(3) 名簿の取扱い

名簿は公益（高齢者福祉の増進）上の情報提供ですので、悪用されることのないよう、慎重な取扱いと適切な管理をお願いします。4月14日付で配付した「**地域敬老対象者名簿の取扱いに関する覚書**」に詳細が記載されておりますので、内容をご確認の上、お手元に保管ください。

【取り扱い上の主な注意点】

- ①名簿で知り得た個人情報、名簿の返却後を含め、**他人に教えたり、敬老行事の実施以外の目的には使用しない**ようお願いします。このことは、行事に携わる**他の役員の方にも周知徹底**していただくようお願いします。
- ②代表者の方は、名簿を紛失したり、外部に流出したりすることのないよう、**名簿の所在を常に把握**しておいてください。なお、名簿の紛失等不測の事態が生じた場合には、速やかに地域包括ケア推進課まで連絡してください。
- ③名簿（コピーしたものを含む）は、行事終了から1か月以内に実績報告と共に**市役所地域包括ケア推進課または各支所担当課に返却**してください。

5 交付申請・交付請求 【提出期限】事業実施日の1か月前

事業着手前（事業実施に必要な物品を購入する前）に「申請書」および「請求書兼委任状」の提出が必要です。交付決定前の領収書は補助対象となりません。

書類の提出または市ホームページからの電子申請も受け付けております。

(1) 交付申請書の記入例

令和8年度東広島市敬老事業実施助成金交付申請書

令和8年●月●日

東広島市長 様

地域団体名	東広島自治会	
代表者	郵便番号	●●●●-●●●●
	住所	東広島市西条町●●-●●
	職氏名	会長 西条 太郎
	電話番号	(●●●●) ●●●●-●●●●
担当者	氏名	東広島 花子
	電話番号	(●●●●) ●●●●-●●●●

令和8年度において、次のとおり敬老事業を実施したいので、東広島市敬老事業実施助成金交付要綱第4条の規定により、助成金の交付を申請します。

- 交付申請額 交付申請額 金 15,600 円
次の①～③のいずれかを選択して金額を記入↑
①2,600円×77歳以上となる高齢者数
②2,600円×節目の年齢となる高齢者数
③100,000円+1,500円×77歳以上の高齢者数
- (事業実施方法①または③の場合に記入！)
地域内の77歳以上の高齢者数 6 名
名簿1枚目の下に記載の「基準数」を記入↑
(事業実施方法②の場合に記入！)
地域内の節目の歳となる高齢者数 4 名
対象とする年齢：77、88 歳
77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳、108歳、111歳、120歳のうち、敬老事業の実施対象とする年齢を記入↑
- 事業を実施する地域の範囲

例) ●●団地、●●地区

4 地域実施団体の構成及び役員

役職名	氏名	住所又は団体名
会長	西条 太郎	西条町●●-●●
副会長	酒蔵 次郎	西条町●●-●●
会計	広島 花子	西条町●●-●●
福祉部長	安芸 実	西条町●●-●●

5 事業実施計画 (対面イベントを実施する際の場所、日時、内容等を記入して下さい)

開催場所	●●地域センター←記念品の配付のみの場合は不要
開催日時	●月●日(●) ●●時から ←記念品の配付のみの場合は不要
内 容	<p>77歳以上となる高齢者を対象とする対面イベントの実施 ↑次の①～⑤のいずれかを記入 ①77歳以上となる高齢者を対象とする対面イベントの実施 ②節目の年齢となる高齢者を対象とする対面イベントの実施 ③高齢者を含む多世代を対象とする対面イベントの実施 ④役員で各家庭を訪問して記念品を配付 ⑤業者を利用して各家庭に記念品を配付</p> <p>敬老対象者にステージ前方観覧席を用意し、秋祭りを実施。 ●●サークルによるアトラクションの実施、持ち帰り弁当配布。 ↑具体的な実施内容を記載</p>

6 収支予算

(単位 円)

収入			支出		
科目	金額	説明	科目	金額	説明
市助成金	15,600	6人×2,600円	食糧費	4,000	弁当500円×8個
助成金	400	自治会費より	報償費	9,000	記念品1,500円×6個
			報償費	3,000	運転手謝礼
合計		16,000円	合計		16,000円

注 記入欄が不足するときは枠内に「別紙のとおり」と記入のうえ、別紙に記入してください。

(2) 請求書兼委任状の記入例

申請後、振込までに1か月程度かかります。

令和8年度東広島市敬老事業実施助成金請求書兼委任状

日付は空欄のまま→ 令和8年 月 日

東広島市長 様

地域団体名	東広島自治会		
代表者	郵便番号	●●●●-●●●●	
	住所	東広島市西条町●●-●●	
	職氏名	会長 西条 太郎 押印不要	
	電話番号	(●●●●) ●●●● - ●●●●●●	
担当者	氏名	東広島 花子 押印不要	
	電話番号	(●●●●) ●●●● - ●●●●●●	

↓空欄のまま

↓空欄のまま

令和8年 月 日付け指令東広地包第 号で通知のあった、令和8年度東広島市敬老事業実施助成金を交付くださるよう請求します。なお、上記の代表者と下記の振込先の名義が異なる場合は、この事業に係る補助金の受領を下記の者に委任します。

請求金額 金 15,600 円

振込先

金融機関名	広島 銀行 西条 本店支店 <small>金庫 信用組合 農協 支所</small>						
預金種別	普通 ・ 当座 コード・店番不明の場合は空欄のまま						
金融機関コード	0	1	6	9			
店番	0	5	1				
口座番号	1	2	3	4	1	2	3
口座名義人	(フリガナ) ヒガシヒロシマジチカイ カイケイ ヒロシマ ハナコ						
	東広島自治会 会計 広島 花子						

(3) 電子申請の手順

すべての申請（交付申請、弁当発注報告、実績報告）において、市ホームページからの電子申請も受け付けております。

手続きには市からのメールを受取可能なメールアドレスが必要です。

①市のホームページで「敬老事業」と検索してください。



②「敬老事業」のページを開いてください。



③申請する手続きのリンクを押してください。

電子申請を試される方は、次のリンクを押してください。

・助成金の申請（実施団体の方のみ）

https://apply.e-tumo.jp/city-higashihiroshima-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16991

・弁当発注報告

https://apply.e-tumo.jp/city-higashihiroshima-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16992

⑧すべての設問に回答した後、「確認に進む」を押してください。

手続き申込

 手続き選択をする	 メールアドレスの確認	 内容を入力する	 申し込みをする
--	--	---	---

申込

選択中の手続き名：(テスト) 東広島市敬老事業実施助成金交付申請

問合せ先 [+開く](#)

申請日を入力してください。 **必須**

西暦を含めた数字8桁 例) 20240401 で入力するか
カレンダーから選択してください。

 カレンダー

団体または施設の名称を入力してください。 **必須**

例) ○○自治会、グループホーム○○

[確認へ進む >](#)

入力中のデータを一時保存・読み込み


【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】


- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

 入力中のデータを保存する

 保存データの読み込み

⑨申込内容を確認し、「申込む」を押してください。

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

(テスト) 東広島市敬老事業実施助成金交付申請

申請日	2024年07月01日
団体または施設の名称	○○自治会
口座名義人(フリガナ)	ヒロシマ

[< 入力へ戻る](#)

[申込む >](#)

※PDFファイルは一度パソコンに保存していただく必要があります。

[PDFプレビュー](#)

⑩申込が完了すると、申込完了画面になります。⑥で入力したメールアドレス宛てに「**申込完了通知メール**」が届きますのでご確認ください。

「**PDFファイルを出力する**」を押すと、申請内容を反映したPDFをダウンロードすることもできます。

「申込内容照会」の際には、メールに記載の「**整理番号**」と「**パスワード**」が必要です。

申込完了

申込を受付けました。

内容の審査後、審査完了のお知らせメールが送信されますので、お待ちください。

また、修正がある場合も、メールにてお知らせいたします。

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	417381509017
パスワード	q887v6e95v

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

※PDFファイルのダウンロードが完了したら、ご確認ください。

PDFファイルを出力する

【申込完了通知メール】

D denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp
宛先: 柿村 委

このメールは広島県・市町共同利用型電子申請システムが発行しております。

手続き名:

(テスト) 東広島市敬老事業実施助成金交付申請

の申込を受付けました。

整理番号とパスワードをお届けします。

整理番号: 417381509017

パスワード: q887v6e95v

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。

申込内容照会の際に必要となります。

6 弁当等発注報告 【提出期限】 事業実施日の10日前

(1) 記入例

食事の提供（対面イベントで食事を提供する、各家庭へ弁当を配付するなど）を予定している場合は県保健所へ「弁当発注報告書」の提出が必要です。業者に発注する場合、手作りで用意する場合のいずれにおいても提出が必要です。

とりまとめて県保健所に提出しますので、計画が決まったら「**地域敬老事業における弁当等発注報告書**」を市に提出してください。書類の提出または市ホームページからの電子申請も受け付けております。

地域敬老事業における弁当等発注報告書

発注先及び予定個数が決まり次第（事業実施日の10日前までに）提出をお願いします。

地域団体名	東広島自治会	
代表者	郵便番号	●●●●-●●●●
	住所	東広島市西条町●●-●●
	職氏名	会長 西条 太郎 押印不要
	電話番号	(●●●●) ●●●● - ●●●●●●
担当者	氏名	東広島 花子 押印不要
	電話番号	(●●●●) ●●●● - ●●●●●●

開催日	令和8年●月●日
開催場所	施設名：●●センター
	住所：西条町●-●
弁当発注先	業者名：●●屋
	住所：西条栄町●●-●● ※手作りの場合は調理グループと調理施設名を記載。
予定個数	100 個 ※準備に携わる人の注文数を含めて記載。

(2) 持ち帰り用食品の取扱いにおける注意点

- ①未開封の状態で渡す
- ②調理から食べるまでの温度管理を徹底する
- ③持ち帰りの食品は帰宅後すぐに食べるように周知する
- ④すぐに食べないときは冷蔵庫で保管するように周知する

7 敬老事業の実施に係る要望

敬老事業の実施にあたり、支援が必要な場合は**地域包括ケア推進課へ依頼**してください。依頼される際は、4月14日付で配付した「**令和8年度地域敬老事業実施に係る要望書**」をご利用ください。

①案内文（対面イベントの開催案内など）の印刷

案内文の原本をご提出いただければ、市で必要数を印刷します。

28ページに「資料7 案内文のひながた（例文）」がありますので、文面を作成する際にご活用ください。

②郵便送付用の宛名シールの作成

対象者に郵便物を送付する際に活用いただける、郵便番号、住所、名前を印刷した宛名シールを必要数作成します。

電子名簿を送付する際、宛名シール用のデータも送付しておりますので、各自で印刷することも可能です。

③郵便送付用の封筒の準備

無地の長3形封筒を必要数お渡しします。

8 ひとむすびによる敬老事業の運営支援

地域で抱える課題を解決するため、敬老事業の見直しを検討している団体の運営支援等を実施します。詳細は別紙をご確認ください。

9 祝電（レタックス）

対面イベント（敬老会の式典や敬老の趣旨を含む対面イベントなど）を開催する場合は、申請書に記載いただく**開催予定日の前日までに市から祝電（レタックス）を送付**します。

申請時の開催予定日より**開催日が早まる場合にはご連絡**ください。

10 団体傷害保険

敬老事業が行われる期間、対面イベントの参加者及び準備・運営に携わる方（役員、ボランティア、出演者など運営に関わる方）を対象に市で団体傷害保険に加入しています。

万が一、事故が起こった場合は至急、**地域包括ケア推進課へ連絡**してください。その際は保険金請求の手続上、対面イベント当日の出席者名簿等を確認させていただくことがあります。

(1) 保険の対象範囲

対面イベントの参加中及び準備中に被った傷病等に対する保険です。参加のための往復途上中（自宅から敬老事業実施場所まで）に生じた事故についても対象です。

(2) 保険対象期間

令和8年6月1日～令和9年2月1日まで

(3) 保険内容

主な内容および保険金の限度額については、次のとおりです。①～⑤には食中毒および熱中症の補償が含まれています。

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| ①災害死亡補償（傷害） | 500万円 |
| ②後遺障害補償（傷害） | 500万円 |
| ③療養補償（傷害）入院日額 | 4,000円 |
| ④療養補償（手術）（傷害）手術の種類により入院日額の10・20・40倍 | |
| ⑤療養補償（傷害）通院日額 | 2,500円 |

11 実績報告 【提出期限】事業実施後、1か月以内

(1) 記入例

「実施報告書」と「支出を証明する書類」を提出してください。

書類での提出または市ホームページからの電子申請も受け付けております。

令和8年度東広島市敬老事業実施報告書

令和8年●月●日

東広島市長 様

地域団体名	東広島自治会	
代表者	郵便番号	●●●-●●●●
	住所	東広島市西条町■●-■●
	職氏名	会長 西条 太郎 押印不要
	電話番号	(●●●) ●●●-●●●●
担当者	氏名	東広島 花子 押印不要
	電話番号	(●●●) ●●●-●●●●

↓空欄のまま

↓空欄のまま

令和8年 月 日付け指令東広地包第 号で交付のあった令和8年度東広島市敬老事業が完了したので、東広島市敬老事業実施助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実施の概要

実施方法 いずれかに○	①77歳以上となる高齢者を対象とする対面イベントの実施 ②節目の年齢となる高齢者を対象とする対面イベントの実施 ③高齢者を含む多世代を対象とする対面イベントの実施 ④役員で各家庭を訪問して記念品を配付 (77歳以上となる高齢者・節目の年齢となる高齢者) ⑤業者を利用して各家庭に記念品を配付 (77歳以上となる高齢者・節目の年齢となる高齢者)
実施日時	令和8年●月●日←記念品の配布のみの場合は不要
実施場所	●●センター←記念品の配布のみの場合は不要
対象者数 いずれかを記入	事業実施方法が①か③か④(77歳以上となる高齢者)か ⑤(77歳以上となる高齢者)の場合! 77歳以上となる高齢者数 6人 事業実施方法が②か④(節目の年齢となる高齢者)か ⑤(節目の年齢)となる高齢者)の場合! 節目の年齢となる高齢者数 4人 対象とした年齢: 77、88歳
参加者数	77歳以上の高齢者 6人 高齢者以外の参加者 0人 お手伝い(準備携わる役員等) 10人 ↑役員、ボランティア、出演者等すべての延べ人数を記入

事業の概要 <small>(事業の内容・効果・ 課題等)</small>	<p style="color: red;">77歳以上となる高齢者を対象とする対面イベントの実施</p> <p>↑ 次の①～⑤のいずれかを記入</p> <p>① 77歳以上となる高齢者を対象とする対面イベントの実施 ② 節目の年齢となる高齢者を対象とする対面イベントの実施 ③ 高齢者を含む多世代を対象とする対面イベントの実施 ④ 役員で各家庭を訪問して記念品を配付 ⑤ 業者を利用して各家庭に記念品を配付</p> <p>敬老対象者にステージ前方観覧席を用意し、秋祭りを実施。 ●●サークルによるアトラクションの実施、持ち帰り弁当配付。 ●●をすることで地域のつながりができた。</p> <p>↑ 具体的な実施内容を記載</p>
--	---

※実施事業が複数ある場合は別紙で記載してください。

2 収支決算書

(収入)

科目	金額	説明
市助成金	15,600 円	<p style="color: red;">2,600 円 × 6 人</p> <p>↑ ①～③のいずれかを記入</p> <p>① 2,600 円 × 77歳以上となる高齢者数 ② 2,600 円 × 節目の年齢となる高齢者数 ③ 100,000 円 + 1,500 円 × 77歳以上となる 高齢者数</p>
助成金	400 円	自治会費より
合計	16,000 円	← 支出と同じ金額になるように記入

(支出)

科目	金額	説明
食糧費	4,000 円	弁当 500 円 × 8 人分
報償費	9,000 円	カタログギフト 1,500 円 × 6 個
報償費	3,000 円	運転手謝礼
		<p>購入商品名、単価、個数を記入 ↑ (添付されたレシート、納品書等で確認できる場合は記入不要)</p>
合計	16,000 円	← 収入と同じ金額になるように記入

※支出を証明する書類(領収書等)を必ず添付してください。

※領収書の宛名には団体名を記載してください。

※記念品の領収書は品物がわかるようにしてください(追記でも可)。

(2) 注意点

①「支出を証明する書類」とは「領収書」「レシート」「レシートのコピー」などを指します。
請求書は補助対象になりません。

②「支出を証明する書類」は**店名、宛名、日付、金額が見えるように**してください。

③「支出を証明する書類」の**宛名には実施団体名を記入**してください。

④**交付決定前の支出、金券、居酒屋での外食などの反省会経費は補助対象になりません。**

ただし、換金性が高くない金券については補助対象とする場合があります。(※)

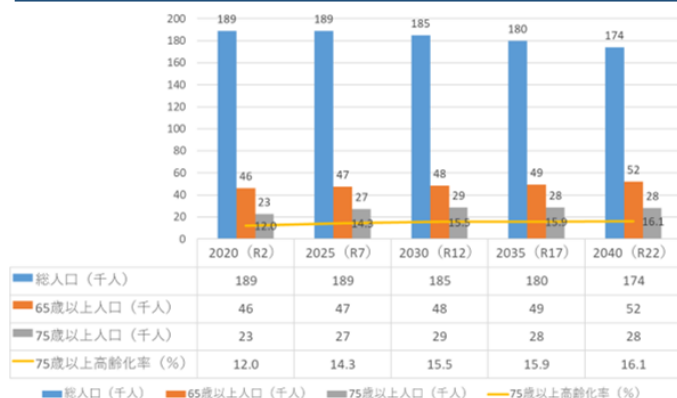
(※) 西条駅前商店街限定で使える商品券、店舗限定の買い物券などの東広島市内での利用に限られるものを指します。

12 関係資料

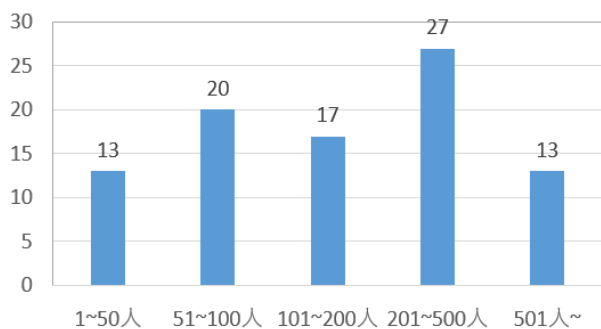
(1) 資料1 敬老会の実施方法について

選択肢	実施方法	対象者	交付額	開始年度
1	対面イベント もしくは 記念品の手渡し	事業実施年度末（3月31日）時点の 年齢が77歳以上の対象者	2,600円×人数	— (従来どおり)
2	対面イベント もしくは 記念品の手渡し	事業実施年度末（3月31日）時点で 節目となる年齢（77歳、80歳、88歳、 90歳、99歳、100歳等）の対象者	2,600円×節目となる年齢の人数	令和7年度
3	敬老者の趣旨を含む 対面イベント ※式典等の形式を問わない ※秋祭り等の他地域行事と 合わせて実施可能	(事業実施年度末（3月31日）時点の 年齢が77歳以上の対象者を含む) 高齢者と多世代	①基礎額+②人数割 ①基礎額とは 自治協：200,000円 実施団体：100,000円 ②人数割とは 1,500円×77歳以上の人数	令和7年度
4	業者による 記念品の配付のみ	-	補助金の対象としない	令和10年度

東広島市の人口及び将来人口推計における高齢者人口の推移

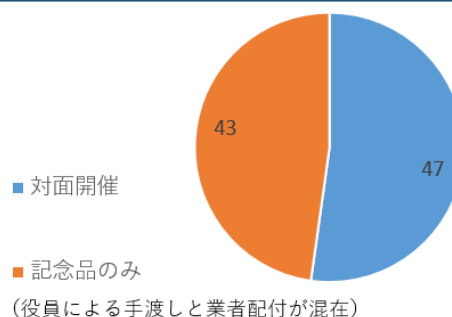


団体ごとのR7敬老事業対象者数 (90団体)



自治協：37団体 実施団体：53団体

R7敬老事業の実施状況 (90団体)



県内他市の状況

基準年齢	県内市	1人当たりの交付基準額等
指定なし	広島市	基準なし
	廿日市市	(実施団体の予算内で実施)
80歳	三次市	1,500円
77歳	福山市	基本額+人数割額
	東広島市	2,600円
75歳	呉市	予算額÷対象人数
	竹原市	基本額+人数割額 もしくは1人500円
	三原市	対面実施2,600円 記念品配付のみ2,000円
	尾道市	1,500円
	府中市	1,010円
	庄原市	1,220円
	大竹市	1,400円
	安芸高田市	1,200円
	江田島市	1,600円

(2) 資料2 高齢者基礎資料

①各町別人口データ（令和8年4月末時点の住民基本台帳による）

東広島市全体の高齢化率は25.2%（高齢者人口48,081人／総人口191,055人）です。年齢は満年齢で記載されています。

	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
人口(人)	86,849	30,003	5,853	29,182	21,308	2,048	2,716	5,069	8,027
65歳以上人口(人)	13,167	7,220	2,707	9,169	7,451	977	1,433	2,222	3,735
高齢化率	15.2%	24.1%	46.2%	31.4%	35.0%	47.7%	52.8%	43.8%	46.5%
最高齢者(男性)	103歳	101歳	103歳	99歳	102歳	100歳	100歳	99歳	101歳
最高齢者(女性)	107歳	106歳	107歳	104歳	104歳	104歳	102歳	106歳	106歳

②日本人の平均寿命（厚生労働大臣官房統計情報部「完全生命表」「簡易生命表」より抜粋）

年次区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男	80.50	80.75	80.98	81.09	81.25	81.41	81.64	81.47	81.05	81.09	81.09
女	86.83	86.99	87.14	87.26	87.32	87.45	87.74	87.57	87.09	87.14	87.13

(3) 資料3 天候不順の場合における対面イベントの中止・延期の目安

令和8年度広報東広島（6月号）から抜粋した資料です。対面イベントの中止・延期を検討される際の参考としてください。

島防災ミッション 1 避難のタイミングを知る

警戒レベル	防災気象情報※	避難行動の目安
5	特別警報 <small>(災害発生または切迫した状況)</small>	命を守る行動をとる
警戒レベル4までに必ず避難！		
4	危険警報 <small>(災害のおそれが高い)</small>	危険な場所から 全員避難
3	警報 <small>(災害のおそれあり)</small>	危険な場所から 高齢者等は避難 <small>(避難に時間を要する人)</small>
2	注意報 <small>(気象状況悪化)</small>	避難行動の確認
1	早期注意情報 <small>(今後気象状況悪化のおそれ)</small>	心構えを高める

5月29日から、気象庁が発表する警報などが5段階の警戒レベルに対応した情報になりました。市は、気象庁の発表や地域の状況を踏まえて、危険の高まった地域などに避難情報（避難指示など）を発令します。

詳しくは [気象庁ホームページ](#)

色や数字で、危険の度合いが分かるよ。「レベル4・紫」になるまでにどう行動したらよいか考えておこう！

※発表例：レベル5 大雨特別警報など

(4) 資料4 減免対応可能な会場

いずれも、他の行事・会場の都合などで、ご希望に添えないこともあります。

①小学校、中学校の体育館等

使用したい施設、日時、目的を学校に相談した後、「**学校施設使用許可申請書**」を**教育総務課（082-420-0974）**に提出してください。また、「**減免申請書**」「開催場所、イベント内容等を記載した**敬老事業の企画概要紙**」も**対面イベント開催日の1週間前までに教育総務課（082-420-0974）**に提出してください。

②東広島運動公園内の施設

予約申請は対面イベント開催日の**3か月前から**可能です。インターネットで「**ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス**」にアクセスし、**アカウント登録して予約情報を申請**した後、対面イベント開催日の**1週間前までに東広島運動公園（082-425-2525）**に「**減免申請書**」の提出が必要です。

③東広島市市民文化センター

インターネットで「**ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス**」にアクセスし、**アカウント登録して予約情報を申請**した後、**1週間以内に東広島市市民文化センターの窓口（082-424-3811）**に「**減免申請書**」を提出してください。または、電話で仮予約した後、**2週間以内に窓口で「施設利用申請書」「減免申請書」**を提出することでも予約可能です。

④東広島芸術文化ホール（小ホール）

予約申請は対面イベント開催日の**1年前から**可能です。**東広島芸術文化ホールのホームページから予約情報を申請**した後、**2週間以内に東広島芸術文化ホールの窓口（082-426-5900）**に「**減免申請書**」を提出してください。または電話で仮予約した後、**2週間以内に窓口で「施設利用申請書」「減免申請書」**を提出することでも予約可能です。ただし、「**大ホール**」は減免申請の対象になりません。

(5) 資料5 老人ホーム等助成対象施設

対象施設の入所者は地域の名簿には記載されていません。

	実施施設名	所在地
1	ケアハウス あすなろ	西条町
2	特別養護老人ホーム 桜が丘保養園 ケアハウス 桜が丘保養園	西条町
3	特別養護老人ホーム 長寿苑 グループホーム 長寿苑	西条町
4	有料老人ホーム ふれあいの里	西条町
5	サービス付き高齢者向け住宅 えにしの里	西条町
6	有料老人ホーム コミュニオン柏葉	西条町
7	有料老人ホーム ライフイン西条	西条町
8	グループホーム ふれあい西条Ⅱ	西条町
9	コミュニティホーム ゆずの家	西条町
10	介護医療院ナーシングホーム ふれあい	西条町
11	グループホーム みそのっこ	西条町
12	特別養護老人ホーム 新生園	八本松町
13	有料老人ホーム 故郷-八本松	八本松町
14	特別養護老人ホーム ときわ	八本松町
15	グループホーム ふれあい八本松	八本松町
16	有料老人ホーム 明日への風	八本松町
17	障がい者支援施設 ときわ台ホーム	八本松町
18	介護付有料老人ホーム ドエル東志和	志和町
19	グループホーム もやい志和	志和町
20	特別養護老人ホーム おうぎの里	志和町
21	西志和農園	志和町
22	特別養護老人ホーム 造賀福祉園 養護老人ホーム 造賀福祉園 シニアマンション造賀	高屋町
23	グループホーム 湯舟の里	高屋町
24	特別養護老人ホーム 御園寮	高屋町
25	有料老人ホーム 高屋の大地 成寿会	高屋町
26	サービス付き高齢者向け住宅 たかやの郷	高屋町
27	グループホーム WOW!	高屋町
28	特別養護老人ホーム さくら園	黒瀬町
29	グループホーム ふぁみりい黒瀬	黒瀬町
30	やすらぎの里	黒瀬町
31	特別養護老人ホーム 神郷の家	福富町
32	グループホーム サンハートホーム	福富町
33	有料老人ホーム ふくとみ	福富町
34	特別養護老人ホーム 豊邑苑 ケアハウス 豊邑	豊栄町
35	グループホーム ふぁみりい豊栄	豊栄町
36	特別養護老人ホーム 大仙園 特別養護老人ホームユニット型 大仙園 ケアハウス 大仙	河内町
37	グループホーム ジューンベリーの家	河内町

38	特別養護老人ホーム あきまる園 ケアハウス あきまる園	安芸津町
39	ケアハウス 赤崎さざなみ荘	安芸津町
40	グループホーム 金泉	安芸津町

(6) 資料6 交付金と補助金の違い

地域敬老事業を実施する場合には、交付金または補助金を交付しています。

	交付金	補助金
対象団体	住民自治協議会	地域実行委員会等
助成金額	次の①～③から選択 いずれも1,000円未満は切り捨て ①2,600円×77歳以上となる高齢者数 ②2,600円×節目の年齢となる高齢者数 ③ 基礎額（200,000円） + 1,500円× 77歳以上となる高齢者数	次の①～③から選択 選択した金額と実際にかかった費用を 比べていずれか低い額 ①2,600円×77歳以上となる高齢者数 ②2,600円×節目の年齢となる高齢者数 ③ 基礎額（100,000円） + 1,500円× 77歳以上となる高齢者数
事前着手	できる 年度当初から着手が可能	できない 交付決定前は着手が不可能
余剰金	翌年度へ繰越可能（限度あり）	全額返金
実績報告	住民自治協議会の総会後に提出 領収書等の提出は不要（5年保管）	事業終了後1か月以内に提出 領収書等の提出が必要
担当課	地域づくり推進課	地域包括ケア推進課

(7) 資料7 案内文ひながた (例文)

令和8年 月 日

敬老事業対象者 各位

〇〇地区社会福祉協議会

会長 〇〇 〇〇

〇〇地区敬老会の開催について (ご案内)

〇〇の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび〇〇地区では、地域の高齢者に敬意を表し、長寿をお祝いするため、次のとおり敬老会を開催いたします。

万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

開催日	会場	受付	開会
〇月〇日 (〇)	〇〇〇会館	〇〇時〇〇分～	〇〇時〇〇分

1.3 提出物チェックリスト

P	提出書類	確認項目	確認後 ☑
9 ・ 10	東広島市敬老事業実施 助成金交付申請書	記入例を参照したか（記入例 9・10 ページ）	
		事業実施方法①または③の場合（1 ページ参照） 高齢者数は、地域敬老対象者名簿 1 枚目下の数字と一致しているか	
		事業実施方法②の場合（1 ページ参照） 節目の年齢となる高齢者数は、地域敬老対象者名簿と一致しているか	
		事業実施方法①の場合（1 ページ参照） 交付申請額は、2,600 円×77 歳以上となる高齢者数となっているか	
		事業実施方法②の場合（1 ページ参照） 交付申請額は、2,600 円×節目の年齢となる高齢者数となっているか	
		事業実施方法③の場合（1 ページ参照） 交付申請額は、100,000 円+1,500 円×77 歳以上となる高齢者数となっているか	
		役員の記載内容に誤りはないか	
		事業計画の記載内容に誤りはないか	
		収支予算の欄の市助成金の額は、交付申請額と一致しているか	
		収入と支出の合計額は同額となっているか	
		収支予算の記載内容に誤りはないか	
11	東広島市敬老事業実施 助成金請求書兼委任状	記入例を参照したか（記入例 11 ページ）	
		請求日の日付は空欄か	
		「令和 8 年 月 日付け指令東広地包第 号」は空欄か	
		請求額は、助成金交付申請書の交付申請額と一致しているか	
		口座の記載漏れはないか	
17	弁当等発注報告書 ※食事の提供がある場合	記入例を参照したか（記入例 17 ページ）	
		提出日は、食事提供日の 10 日前の日以前であるか	
20 ～ 22	東広島市敬老事業実施 報告書	記入例を参照したか（記入例 20～22 ページ）	
		「令和 8 年 月 日付け指令東広地包第 号」は空欄か	
		事業実施の概要の記載内容に誤りはないか	
		対象者数は、助成金交付申請書に記載した数字と一致しているか	
		収支決算書における収入と支出の合計額は同額となっているか	
		実施報告書に支出に係る領収書(コピー可、請求書不可)を添付したか	
記念品を購入した場合、領収書に購入した品物の記載があるか (記載がなければ追記しているか)			
	地域敬老対象者名簿	写しも含め、全て返却しているか	

問い合わせ先

健康福祉部地域包括ケア推進課 高齢福祉係

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話：082-420-0984

Mail：hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp

各支所担当課

黒瀬支所福祉保健課

〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山 1333

電話：0823-82-0220

福富支所地域振興課

〒739-2303 東広島市福富町久芳 1545-1

電話：082-435-2211

豊栄支所地域振興課

〒739-2317 東広島市豊栄町鍛冶屋 963-2

電話：082-432-2563

河内支所地域振興課

〒739-2201 東広島市河内町中河内 1166

電話：082-437-1109

安芸津支所福祉保健課

〒739-2492 東広島市安芸津町三津 5556-1

電話：0846-45-2065